

## 実質的所有者の透明性を高めるための日本の取り組み

日本は、G20原則の中の三つ（原則1、2、及び10）を完全順守している。だが、法人や団体に、実質的所有者の情報を保持したり、実質的所有者の情報を本社や許認可機関に届け出たりすることを求めている。それでも「実質的所有者」の定義を改め、外国PEPへ厳格な取引時確認を求めるようにしたことと2015年に大幅改善した（国内PEPには求めないことは問題）。

今後の優先課題として、日本は実質的所有者の情報を集めて検証し、国内外の関係機関が簡単にその情報を使用できるようにすべきである。

### 10原則各々への取り組みの度合い

1. 法人又は法人の実質的支配者である自然人を捕捉する実質的所有者の定義を設ける。

取り組み度：100パーセント

2015年9月、日本は原則1に関してG20原則を順守することになった。犯罪収益移転防止法では実質所有者を「会社の四分の一を超える議決権を直接的に持つ所有者」としていたが、同法の新規則で「会社の四分の一を超える議決権を直接的及び間接的に持つ所有者」とした。

また、政省令で、実質的所有者は、自然人及び法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人等を含むということが明示的に定義づけられた。この定義はグッド・ガバナンスに沿ったものとなる。

2. リスクを特定し評価する。

取り組み度：100パーセント

日本の警察庁は、2014年12月に金融庁や財務省などと共に、詳細なリスク評価を行った（『犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書』2014年）。さらに、国家公安委員会は毎年『犯罪収益移転危険度調査書』を作成・公表している。警察庁の犯罪収益移転防  
ジャフィック  
止対策室（JAFIC）はマネーロンダリング対策について年次報告書を出し、検挙や没収保全、追徴の実態を公開している。

金融機関他の特定事業者や職業専門家、産業団体などの外部の関係者に先の評価に対する意見を求めた。そのリスク評価は完全に公開されている。

最新の評価では、日本における特定の製品やサービスは、マネーロンダリングに乱用される危険が高いとされている。

ファトフ  
非対面取引、現金取引、FATF（金融活動作業部会）声明により対策の欠陥を指摘されている国や地域との国際取引、  
ベップス  
反社会的勢力、PEPs（後述）や実質的支配者が不明確な法人、写真付きでない身分証を用いる顧客は危険性が高いとされた。

3. 法人は正確な実質的所有者情報を保持する。

#### 取り組み度：25パーセント

現行法や規制は法人に実質所有者の情報を保持することを求めている。よって日本国内では実質所有者の情報の保持の必要はない。

会社法では、株主は誰かの代理でその株を保有していてもそれを会社に知らせなくてもいいことになっている。しかし、実質的所有者は株取得の事実を会社に知らせない限り株主の権利を行使できない。

#### 4. 実質的所有者情報に対するアクセス

##### 取り組み度：14パーセント

日本では、権限ある当局が適時に実質所有者の情報へアクセスすることが完全には確保されていない。実質的所有者の登録制度がなく、法人が実質的所有者の情報を維持することも、またその情報を登録した上で公開することも要求されていないため、当局は金融機関が集めた情報や本社による登録情報に頼らざるをえない。日本の刑事訴訟法では、検察庁と警察庁は実質的所有者の情報にアクセスできると規定している。国税局は税務に関わる場合、実質的所有者の情報を含め調査権がある。証券取引等監視委員会や公正取引委員会など、様々な規定のもと、それぞれの分野で一般的な調査権がある。

検察庁は、法人が保持し金融機関と職業専門家に提出された会社の登記簿情報に合法的にアクセスできるが、G20原則の中の「適時」という要素を確保する時間の規定はない。

法人は、管理者が変わった場合には2週間以内に登録先の機関に届け出なければならないことが法に定められているが、実質所有者の情報を登録先の機関に届け出る義務はない。

登録先の機関に提供された情報を確かめる権限もないので、会社の登録簿に記録されている情報が正確なものであるという法的な保証はない。

5. 信託受託者が、委託者、保護者(該当する場合)、受託者及び受益者の情報を含む実質的所有者情報を十分正確かつ最新に保つことを確保する。

##### 取り組み度：33パーセント

日本は国内の信託法もあり、また外国信託の運用も認めている。

受託者は実質的所有者の情報の保持を求められていないし、そのような情報を集める機関がないため、資金情報機関、税務署、検察官などの関係機関は信託の実質的所有者の情報にアクセスできない。

6. 実質的所有者情報に対する、当局による適時のアクセスを確保する。

##### 取り組み度：33パーセント

警察庁と検察庁は、信託受託者、金融機関、特定事業者と職業専門家が預かった資金の情報開示を要請できることが法に定められている。税務調査の場合は、国税局がそのような情報を要求でき、それが犯罪事件に発展するような証券やデリバティブ取引の捜査となれば、証券取引等監視委員会が情報開示を求めることができる。

しかし、受託者には実質的所有者情報を保持する法的な必要がなく、関係機関は直接その情報にアクセスすることができない。

7. 金融機関及び会社設立に携わる業者を含む特定事業者及び職業専門家に対し、カンントリーリスクを考慮に入れることを含めた適切な措置を設け実施し、実質的所有者を確認することを義務付ける。

取り組み度：55パーセント

金融機関の取り組み度：63パーセント

犯罪収益移転防止法では、金融機関などの特定事業者に対し、顧客取引を始める際には実質的所有者の本人特定事項を確認することを求めている。また、規則の改正により、顧客が法人である場合に自然人にまで遡って実質的支配者を確認することとなった。金融機関にのみ課せられる義務は限られる。

金融機関は、以下のような場合に厳格な顧客管理を行う。

- (i) 顧客が身元を偽り、金融機関を騙そうとしている疑いがある場合
- (ii) 以前金融機関が身分証明を求めた際の回答で、顧客が金融機関を騙した疑いがある場合
- (iii) その取引が危険性の高い国との取引である場合

日本は犯罪収益移転防止法を2015年9月18日に改正し、2016年10月から施行する。改正政省令により、外国PEPs（政治的影響力のある者）とその経験者、家族との取引時に、金融機関は厳格な顧客管理を行う必要が

生じる。これは喜ばしい進展である一方、外国のPEPsにのみ適用され、同様にマネーロンダリングの危険性のある国内のPEPへは適用されない。

同時に、商取引の中で実質的所有者が特定されていないときでも、金融機関は取引を進めてよい。なお、同法8条1項によると金融機関は疑わしい取引の届け出(STR)をする必要があるが、それは取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等のみである。

犯罪収益移転防止法を守らなければ、金融機関の管理者や上級経営者に、最長2年の懲役及びまたは最高300万円の罰金が課される。しかし、マネーロンダリング防止の義務を統括する責任のあるJAFICの2014年の年次報告書の中で金融機関の事件報告は一つもなかった。

非金融の特定事業者と職業的専門家の取り組み度：50パーセント

信託や会社サービス提供者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属取引業者、クレジットカード事業者、ファイナンスリース事業者、私設私書箱、電話秘書などの特定事業者が改正犯罪収益移転防止法の対象である。金融機関と同様に、実質的所有者の取引時確認を行う義務がある。しかし、公認会計士、弁護士、カジノが対象外であるのは懸念すべき点である。

金融機関を含む特定事業者に法令が適用される。

8. 当局による国内外との協力を確保する。  
また、当局が適時に効果的な方法で、実

質的所有者情報を外国の対応機関と交換できることを確保する。

取り組み度：54%

日本の法は、秘密情報を国家機関が共有することを制限していない。犯罪収益移転防止法は、マネーロンダリングなどの犯罪への調査に役立つなら、実質所有者情報を含む疑いのある取引の情報を共有できると規定している。

しかし、法的な規制がない一方で、情報の提供がどれ程簡単にできるか不明である。中央集権化された登録制度やデータベースがなく、対応機関も覚書を交わしていない。情報はその場の判断に基づいてのみ共有される。

国際的な協力に関して、資金情報機関(FIU)は相互の法的な援助のために指定された中央機関である。海外の対応機関は、FIUが持つ情報に覚書を送ってアクセスすることができる。

外国の司法にとって日本の実質的所有者情報の開示要求は容易ではない。

けれども、国際捜査共助等に関する法律18条において国際刑事警察機構(ICPO)を通じた海外機関からの協力要請について規定があり、日本は他国の捜査機関に情報を提供してきた。その数は、2012年に4801回、2013年に3761回、2014年に3666回である。

法的枠組には、適時に外国機関と情報の交換をすることを阻む恐れのある規定がある。国際捜査扶助等に関する法律の2条は、協力が認められない場合として以下の場合をあげている。(i)政治犯(ii)その犯罪が日本で起きていたら日本の法律では罰せられない場

合(iii)協力を要請している国が、目撃検証か証拠が調査に不可欠とする要請書類を提出しなかった場合

9. 実質的所有者情報への租税当局によるアクセスを確保し、かつ、適時の効果的な方法で外国の対応機関と交換できるようにすることで租税回避と闘うG20の取組を支持する。

取り組み度：75%

税務署は集約された実質的所有者の登録簿へアクセスできないが、他の国内機関が保持している実質所有者の情報を税務署が共有することに対し、法が何か特別な制限をしているわけではない。

日本は、OECDの税務行政執行共助条約の加盟国で、数多くの法治国と租税協定を結んできた。

10. 透明性を阻害する法人及び法的取極めの悪用防止に取り組む。

取り組み度 100%

無記名株式について：100%

日本では、1990年に商法64条の修正条項が採択されてから無記名株式は禁止されてきた。

任命された株主と管理者について：100%

任命された株主と管理者という概念は日本の法規範の中にはない。